

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年11月12日に議長及び市長等に提出し、令和3年11月30日に議会報告されています。）

1 監査の対象

ボートレース事業局

ボートレース管理課、ボートレース事業課

2 監査の範囲

令和3年4月から7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年9月7日（火）から11月12日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

イ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 支出事務

ア 支出負担行為は法令等に違反しないか。

イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

ウ 支出負担行為に係る債務を確認したうえで支出しているか。

(3) 契約事務

ア 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。

また、これらの内容は適正か。

イ 検査調書等検査記録は整備されているか。

(4) 財産管理事務

ア 物品の出納受払いは適正に行われ、出納簿等帳簿類は整備されているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

ボートレース管理課

(1) 共通的事項

ア 前回の定期監査結果に基づき見直すと言われていた周南市ボートレース事業局事務決裁規程が見直されていないものがあつた。

(2) 収入事務

ア 収入伝票について、主催事業の売上を誤って仕訳しているものがあつた。

(3) 支出事務

ア 支出負担行為何について、周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁が行われていないものがあつた。

(4) 契約事務

ア 検査調書の受理について、周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁が行われていないものがあつた。

ボートレース事業課

(1) 支出事務

ア 執行何、支出負担行為何について、周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁が行われていないものがあつた。